

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日、翌日、
翌日、翌日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による医療機関の変更(〃)
- 生活保護法による診療所の休止(〃)
- 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
- 保険薬剤師の登録(保険課)
- 遊漁規則の変更の認可(水産課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 内 水 面 漁 管 委 告 示 あゆの採捕の禁止
- ◇ 公 告 調理師試験の実施(健康対策課)

告 示

鳥取県告示第四百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関

を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目一〇一六	平成七年四月十一日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉二丁目六五三	平成七年四月一日
医療法人緑会 上田病院	鳥取市西町二丁目四五一	〃
岡田内科クリニック	鳥取市富安二丁目二八一一	平成七年四月十七日
鳥取県済生会 訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町四四	〃
松田内科クリニック	米子市尾高八六二一八	平成七年四月二十五日
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九九一	平成七年四月三日
鳥取市立病院	鳥取市的場六一	平成七年四月八日
老人保健施設 おしどり荘	日野郡日野町根雨九〇九一	平成七年四月三日
たけのうち診療所	境港市竹内七九一一八	平成七年四月二十一日
有限会社アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	平成七年四月二十七日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一一	平成七年五月二日

鳥取県告示第四百二十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変更年月日
伊藤内科胃腸科医院	米子市上福原一五〇九一	平成七年四月一日

鳥取県告示第四百二十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休止年月日
上村整形外科医院	鳥取市戎町一〇六	平成七年四月二十一日

鳥取県告示第四百二十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基

づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	平成七年三月三十一日
上田病院	鳥取市西町一丁目四五	〃
伊藤道子医院	米子市西三柳三二七六一	平成七年四月二十日
吉田齒科医院	気高郡青谷町大字青谷三九七九一	平成七年四月二日
浜田整骨院	西伯郡淀江町大字淀江九三一	平成七年四月十八日
鳥取市立病院	鳥取市幸町七一	平成七年四月七日
アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	平成七年三月三十一日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇〇一七	平成七年四月二日

鳥取県告示第四百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉 岡 美佐子	鳥取第九二八号	平成七年五月十日

鳥取県告示第四百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

八頭郡河原町大字長瀬三四一五

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第一号

三 認可に係る変更の内容

1 次のとおり遊漁期間を短縮すること。

区分	遊 漁 期 間	
	現 行	改 正 後
降海性あまこ	一月一日から五月三十一日まで	三月一日から五月三十一日まで

2 次のとおりさお釣等の漁具又は漁法による場合の遊漁料の額を改めること。

区 分	期 間		遊 漁 料
	年 間	現 行	
七十歳以上の者	無	料	一、〇〇〇円
		改 正 後	

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成七年六月一日

鳥取県告示第四百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十一月五日 鳥取県指令受都計三一第一第三号

二 工区（第二工区）に含まれる地域の名称

米子市錦海町三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田 隆朝

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年五月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

一 日時 平成七年五月三十日(火) 午後二時

二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 県立学校事務長人事について

2 その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成七年五月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川(八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。)	投網	平成七年六月一日から 同月三十日まで
二 千代川水系に係る河川(一に定める区域を除く。)	引懸(ソロ)	平成七年六月一日から 同月十七日まで
三 天神川水系に係る河川	投網	平成七年六月一日から 同年七月一日正午まで
四 日野川水系に係る河川	投網	平成七年六月一日から 同年七月一日正午まで

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成7年5月26日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等）
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時

平成7年9月8日（金）午前8時50分から正午まで
- 3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験会場

 - (1) 鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館第二会議室
 - (2) 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室
 - (3) 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 4 試験科目

(1) 衛生法規	(2) 公衆衛生学	(3) 栄養学	(4) 食品学
(5) 食品衛生学	(6) 調理理論		
- 5 受験手続
 - (1) 書類の提出先

ア 県内居住者	住所地を管轄する保健所
イ 県外居住者	受験希望地を管轄する保健所
 - (2) 提出書類
 - ア 受験願書（所定の様式によること。）
 - イ 履歴書
 - ウ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の卒業証明書又は卒業証書の写し

- （卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。）
- エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）
 - オ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版（縦4cm、横3cm）のものとし、その裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）
 - (3) 受験に関する書類の提出期限

平成7年7月17日（月）から同月21日（金）まで（郵送の場合は、平成7年7月21日までの消印のあるものを有効とする。）
 - 6 受験手数料及びその納入方法
 - (1) 受験手数料 5,900円
 - (2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
 - 7 携行品

筆記用具及び受験票
 - 8 その他
 - (1) 合格者の発表は、原則として試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を保健所で交付する。
 - (2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
 - (3) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220鳥取県福祉保健部健康対策課（電話0857-26-7195）に問い合わせること。